



宮保保発第117号
令和5年2月2日

多良間村長 伊良皆 光夫 様

宮古保護区保護司会
会長 下地 達



経済的に困窮する若年者等の就業に必要な資格・免許等の取得費用の助成に係る要望書

多良間村におかれましては、平素から保護司の活動に対しまして格別の御配慮をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立・施行され、翌平成29年12月には、国による再犯防止推進計画が閣議決定されました。この法律は、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現のために、国、地方公共団体、民間が連携して再犯防止対策を一層推進することに加え、新たに地方公共団体が、地域の特性を踏まえた再犯防止施策に取り組む責務を明記したものであります。また、沖縄県においては、令和2年3月に「沖縄県再犯防止推進計画」が策定され、再犯防止の施策を推進いただいているところです。

こうした流れを踏まえ、多良間村におかれましては、犯罪や非行のない社会の実現のため、保護司会を含む全ての関係機関が地域に根ざした活動ができるよう、令和4年3月に再犯防止推進計画を策定いただいたところですが、犯罪や非行をした者の再犯防止だけでなく、一般村民による犯罪や非行の未然防止も“村民が安心して暮らせるまち”を実現するために重要なことと思われまます。特に、生活に困窮する若年者等に対し、就業に役立つ車両系建設機械やドローン等の資格・免許等の取得費用について助成することは、就業の機会や選択の幅を広げるだけでなく、雇用主が有能な人材を確保することに繋がり、多良間村におけるスマート農業等の発展等に寄与するものと考えまます。

つきましては、経済的に困窮する若年者等の就業に必要な資格・免許等の取得費用の助成の速やかな実現について、御検討いただきますようお願い申し上げます。